

こども未来局業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども未来局が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、別に定める。

(参加資格要件)

第3条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 契約を締結する年度の千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (10) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたとき入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の決定)

第4条 所管課（当該契約事務を所管する課をいう。以下同じ。）の長は、前条の規定による参加資格要件を施行決定により定めるものとする。ただし、執行予定額（単価契約及び長期継続契約においては、契約期間中の執行予定総額）が1,000万円以上の業務委託に係る資格要件については、施行決定の前に千葉市こども未来局入札参加資格等

審査会に諮るものとする。

(対象業務の公表)

第5条 所管課の長は、対象業務を委託発注表(様式第1号)により公表するものとする。

(入札参加申請の手続)

第6条 対象業務について、入札参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書(様式第2号。以下「入札参加申請書」という。)により申請しなければならない。

2 所管課の長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申請の期間)

第7条 入札参加申請書の受付期間は、原則として5日間とする。ただし、次の各号に掲げる市の休日(以下「市の休日」という。)は、受付期間に含めないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(指名業者の審査)

第8条 所管課の長は、第6条の規定により入札参加申請書を受理したときは、指名の可否の審査をするものとする。

(業者選定社数)

第9条 希望型指名競争入札における指名業者選定社数については、適格者全てを指名するものとする。

(審査結果の通知等)

第10条 市長は、第8条の規定による審査結果について、指名することとした者に対しては入札通知書(様式第3号)により、指名しないこととした者に対しては非指名通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の非指名通知書を受けた者は、非指名の理由について、当該通知日の翌日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、書面にて説明を求めることができる。

3 市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書(様式第5号)により回答しなければならない。

(入札結果の公表)

第11条 所管課の長は、入札結果を公表するものとする。

(決裁区分等)

第12条 第8条に規定する指名業者の審査及び第10条に規定する審査結果の通知等に係る決裁区分は、次のとおりとする。

対象業務の執行予定額	決裁区分
1,000万円未満	所管課の長
3,000万円未満	こども未来部長
3,000万円以上	こども未来局長
単価契約及び長期継続契約 (契約期間中の執行予定総額)	上記の執行予定額に 対応する決裁区分

2 所管課の長は、前項の規定による決裁を行うときは、千葉市予算会計規則第2条に定

める経理主任の合議を得るものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。